

3. 財産管理に係る監査の結果及び意見

(1) 主な固定資産の概要

市の公共下水道は10カ所の水再生プラザのほか、18カ所のポンプ場や4カ所の汚泥を処理する施設を有している。水再生プラザ・ポンプ場は水系別に、3つの水処理センターで管理されている。

令和元年度末時点における下水道事業会計における固定資産の内訳及び、施設別の固定資産内訳は下表のとおりである。

◆表 令和元年度固定資産残高内訳 (単位:千円)

区分		取得価額	割合	帳簿価額	割合
土地	事務所用地	207,786	0.0%	207,786	0.0%
	施設用地	14,194,002	1.1%	14,194,002	2.4%
	その他用地	135,977	0.0%	135,977	0.0%
	計	14,537,766	1.2%	14,537,766	2.5%
建物	事務所用建物	2,625,317	0.2%	1,613,965	0.3%
	施設用建物	66,821,382	5.3%	31,479,246	5.4%
	建物附属設備	17,875,830	1.4%	3,517,452	0.6%
	その他建物	4,044,115	0.3%	2,006,457	0.3%
	計	91,366,645	7.2%	38,617,118	6.6%
構築物	管路施設	809,174,586	64.0%	405,714,609	69.5%
	ポンプ場施設	17,199,803	1.4%	8,726,085	1.5%
	処理場施設	61,161,075	4.8%	29,492,271	5.1%
	その他構築物	10,302,830	0.8%	2,770,478	0.5%
	計	897,838,296	71.0%	446,703,444	76.5%
機械及び装置	電気設備	93,670,594	7.4%	35,654,402	7.4%
	ポンプ設備	39,399,466	3.1%	8,663,671	3.1%
	処理機械設備	113,593,121	9.0%	28,508,924	9.0%
	その他機械装置	2,206,357	0.2%	206,229	0.2%
	計	248,869,539	19.7%	73,033,228	12.5%
車両運搬具	60,936	0.0%	3,046	0.0%	
工具、器具及び備品	734,007	0.1%	316,983	0.0%	
建設仮勘定	10,531,719	0.8%	10,531,719	1.8%	
合計	1,263,938,911	100.0%	583,743,307	100.0%	

上表のとおり、帳簿価額ベースで下水管が含まれる構築物／管路施設が有形固定資産総額の69.5%の割合を占めている。固定資産減価償却率は減価償却累計額を固定資産取得価額で除したものをいい、資産の老朽化度合を表す指標である。減価償却率が大きいほど、資産を取得してからの（耐用年数に対する）経過年数が長く、老朽化しているといえる。以下の表は、平成30年度決算時の施設別の固定資産及び固定資産減価償却率の内訳である。

◆表 施設別固定資産残高および固定資産減価償却率-水再生プラザ

（上段：固定資産残高（千円） 下段：固定資産減価償却率）

施設名	土地	建物	構築物	機械装置	工具、器具 及び備品	車輛運搬具
茨戸水再生プラザ （1977年運転開始 経過年数44年）	598,157	4,631,860 (52.9%)	7,521,597 (61.1%)	13,423,394 (48.6%)	12,656 (69.8%)	1,531 (95.0%)
厚別水再生プラザ （1973年運転開始 経過年数48年）	221,464	4,296,493 (68.7%)	5,598,933 (61.5%)	16,016,126 (75.9%)	4,259 (95.7%)	
手稲水再生プラザ （1978年運転開始 経過年数43年）	202,826	5,049,387 (62.4%)	13,930,507 (51.7%)	19,763,504 (64.1%)	29,085 (93.8%)	2,050 (95.0%)
新川水再生プラザ （1971年運転開始 経過年数50年）	78,402	5,201,547 (61.0%)	6,294,022 (65.7%)	18,587,297 (61.2%)	36,253 (81.2%)	
創成川水再生プラザ （1961年運転開始 経過年数60年）	450,071	11,271,321 (66.5%)	8,511,220 (52.9%)	22,404,946 (69.3%)	67,073 (90.0%)	2,330 (95.0%)
拓北水再生プラザ （1984年運転開始 経過年数37年）	924,216	930,610 (72.0%)	2,913,127 (58.4%)	3,502,063 (63.8%)	9,456 (95.2%)	
定山溪水再生プラザ （1970年運転開始 経過年数51年）	133,587	700,769 (65.9%)	737,693 (59.4%)	2,165,185 (52.6%)	5,724 (95.0%)	2,400 (95.0%)
東部水再生プラザ （2005年運転開始 経過年数16年）	3,867,711	1,303,116 (63.1%)	10,881,981 (26.6%)	7,037,762 (64.6%)	860 (94.3%)	
伏古川水再生プラザ （1968年運転開始 経過年数53年）	195,565	2,830,372 (61.9%)	2,423,653 (62.1%)	9,063,766 (69.7%)	22,215 (95.0%)	
豊平川水再生プラザ （1970年運転開始 経過年数51年）	407,858	7,809,136 (67.1%)	9,338,312 (54.7%)	24,649,867 (72.0%)	52,447 (87.1%)	2,360 (95.0%)
固定資産残高計	7,079,860	44,024,615	68,151,048	136,613,914	240,032	10,671

（局より提供された固定資産データを基に監査人が作成）

2005年に運転開始した東部水再生プラザを除き、他の施設は運転開始後37年から53年経過しており、適宜修繕等実施しつつも主要資産（建物・構築物・機械装置）の固定資産償却率が50%を上回る水準であり、計画的な老朽化への対応を検討する必要がある。

◆表 施設別固定資産残高および固定資産減価償却率-汚泥処理施設等

(上段：固定資産残高(千円) 下段：固定資産減価償却率)

施設名	土地	建物	構築物	機械装置	工具、器具 及び備品	車輛運搬具
厚別洗浄センター (2010年運転開始 経過年数11年)	0	211,905 (50.6%)	883,389 (17.3%)	1,414,568 (40.9%)		
西部スラッジセンター (1980年運転開始 経過年数41年)	478,831	17,537,341 (55.2%)	3,733,142 (52.8%)	36,817,739 (82.2%)		
沈砂洗浄センター (1990年運転開始 経過年数31年)	43,130	158,830 (93.4%)	601,371 (51.6%)	1,126,128 (89.5%)		
東部スラッジセンター (2009年運転開始 経過年数12年)	962,724	6,143,813 (32.8%)	1,465,033 (25.3%)	15,641,461 (47.8%)		
固定資産残高計	1,484,686	24,051,890	6,682,936	54,999,898		

(局より提供された固定資産データを基に監査人が作成)

汚泥処理施設等は最も古い西部スラッジセンターが1980年より運転開始され、当報告書提出日時点で41年経過している。なお、東部スラッジセンター及び西部スラッジセンターについては、その管理運営を外部委託しており、工具器具備品に該当する資産は委託先が負担・所有し、市で所有するものはない。

◆表 施設別固定資産残高および固定資産減価償却率-ポンプ場

(上段：固定資産残高(千円) 下段：固定資産減価償却率)

施設名	土地	建物	構築物	機械装置	工具、器具 及び備品	車輛運搬具
創成川第2中継ポンプ場 (1966年運転開始 経過年数55年)	16,879	86,656 (91.1%)	110,619 (84.6%)	418,379 (95.0%)	1,569 (95.0%)	
創成川第3中継ポンプ場 (1968年運転開始 経過年数53年)	5,593	39,431 (99.3%)	53,138 (87.2%)	185,360 (95.0%)		
伏古川雨水ポンプ場 (1987年運転開始 経過年数34年)	89,056	61,879 (95.0%)	2,215,660 (59.6%)	2,853,088 (70.4%)	269 (95.0%)	

茨戸中部中継ポンプ場 (1977年運転開始 経過年数 44年)	176,838	969,718	840,448	6,383,397	2,129	
		(70.5%)	(68.8%)	(81.1%)	(95.0%)	
茨戸東部中継ポンプ場 (1976年運転開始 経過年数 45年)	116,444	1,255,735	1,112,974	3,096,482	5,142	
		(77.8%)	(67.0%)	(49.8%)	(95.0%)	
東雁来雨水ポンプ場 (2018年運転開始 経過年数 3年)	842,872	7,092,158	654,502	3,032,877		
		(2.6%)	(2.1%)	(4.6%)		
豊平川中継ポンプ場 (1972年運転開始 経過年数 49年)	6,404	208,131	359,455	2,727,813	2,627	
		(70.5%)	(69.5%)	(93.3%)	(95.0%)	
米里中継ポンプ場 (1985年運転開始 経過年数 36年)	237,604	84,099	1,144,587	1,858,362	1,803	
		(65.2%)	(62.4%)	(58.1%)	(95.0%)	
月寒川雨水ポンプ場 (1981年運転開始 経過年数 40年)	17,168	138,206	187,664	473,958		
		(87.5%)	(70.1%)	(65.4%)		
野津幌川雨水ポンプ場 (1989年運転開始 経過年数 32年)		415,704	1,210,236	2,058,592		
		(74.8%)	(56.4%)	(86.6%)		
川北中継ポンプ場 (1989年運転開始 経過年数 32年)	70,450	324,728	1,168,031	1,945,502		
		(73.0%)	(54.3%)	(83.7%)		
厚別雨水ポンプ場 (1990年運転開始 経過年数 31年)	86,407	618,180	1,393,037	3,040,565		
		(55.2%)	(48.6%)	(90.6%)		
定山溪中継ポンプ場 (1971年運転開始 経過年数 50年)	4,176	100,752	75,892	686,473	2,655	
		(74.5%)	(39.1%)	(57.7%)	(95.0%)	
藤野中継ポンプ場 (1983年運転開始 経過年数 38年)	30,174	55,551	113,028	346,016	178	
		(86.1%)	(68.5%)	(75.5%)	(95.0%)	
簾舞中継ポンプ場 (1987年運転開始 経過年数 34年)	18,020	16,406	267,802	264,576	1,469	
		(95.0%)	(69.1%)	(87.2%)	(95.0%)	
藻岩第2中継ポンプ場 (1978年運転開始 経過年数 43年)	0	9,521	15,449	30,115	0	
		(83.5%)	(75.7%)	(64.8%)		
手稲中継ポンプ場 (1974年運転開始 経過年数 47年)	32,703	1,511,644	2,831,237	8,846,539	1,296	
		(64.7%)	(59.2%)	(79.5%)	(95.0%)	
茨戸西部中継ポンプ場 (1975年運転開始 経過年数 46年)	381,536	973,895	1,791,663	6,333,850	1,012	
		(57.7%)	(36.1%)	(63.5%)	(95.0%)	
固定資産残高計	1,462,425	11,830,820	10,533,900	28,407,876	15,174	

(局より提供された固定資産データを基に監査人が作成)

東雁来雨水ポンプ場は運転開始して間もないが、その他のポンプ場は、

32年から55年経過しており、計画的な修繕・改修が必要となる。また、創成川第3中継ポンプ場は長期間未稼働であり、定期的な点検時以外は立ち入り禁止とされている。

◆表 施設別固定資産残高および固定資産減価償却率-その他施設

(上段：固定資産残高(千円) 下段：固定資産減価償却率)

項目	土地	建物	構築物	機械装置	工具、器具 及び備品	車両運搬具
庁舎施設等	2,228,079	3,889,593	797,334,954	3,382,920	491,622	58,229
		(50.3%)	(48.6%)	(73.8%)	(33.6%)	(95.0%)
厚別コンポスト工場 (2003年運転開始 経過年数18年)	284,118	4,129,538	384,162	5,913,463	-	-
		(82.8%)	(79.6%)	(94.3%)	-	-
その他	1,290,496	426,499	994,209	1,208,046	-	-
		(60.5%)	(42.5%)	(86.6%)	-	-
計	3,802,695	8,445,631	798,713,326	10,504,430	491,622	58,229

(局より提供された固定資産データを基に監査人が作成)

なお、札幌市下水道事業会計規則において、固定資産は以下のものとされている。

札幌市下水道事業会計規則

(固定資産の範囲)

第95条 固定資産とは、次に掲げるものをいう。

(1) 有形固定資産

ア 土地

イ 建物及び附属設備

ウ 構築物(土地に定着する土木設備又は工作物をいう。)

エ 機械及び装置並びにその他の附属設備

オ 車両運搬具

カ 工具、器具及び備品(耐用年数が1年以上かつ取得価額がおおむね10万円以上のものに限る。)

キ リース資産(本市がリース期間満了時に所有権移転を伴うファイナンス・リース取引(以下「所有権移転ファイナンス・リース取引」という。)におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がアからカまで及びケに掲げるものに限る。)

ク 建設仮勘定(イからカまでに掲げる資産であって、事業の用に供するものを建設した場合における支出した金額及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。)

ケ その他の有形資産であって、有形固定資産に属する資産とすべきもの

(2) 無形固定資産

- ア 借地権
- イ 地上権
- ウ 施設利用権
- エ 電話加入権
- オ ソフトウェア（耐用年数が1年以上かつ取得価額がおおむね10万円以上のものに限る。）
- カ リース資産（本市が所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がアからオまで及びキに掲げるものに限る。）
- キ その他の無形資産であって、無形固定資産に属する資産とすべきもの

(3) 投資その他の資産

- ア 投資有価証券（1年内（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内の日をいう。以下この号において同じ。）に満期の到来する有価証券を除く。）
- イ 下水道貸付金
- ウ 出資金
- エ 長期貸付金
- オ 破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権であって、1年内に弁済を受けることができないことが明らかなもの
- カ その他の固定資産であって、投資その他の資産に属する資産とすべきもの
- キ 有形固定資産若しくは無形固定資産、流動資産又は繰延資産に属しない資産

(2) 監査手続

ア. 調査対象とした施設の選定基準

前述のとおり、10カ所の水再生プラザ、18カ所のポンプ場、4カ所の汚泥処理施設等を保有している。このうち、水再生プラザから5カ所、ポンプ場から4カ所、汚泥処理施設から2カ所を選定し、これらの施設から固定資産台帳上の資産名称、取得時期、備考欄の情報等をもとに現物確認対象資産を抽出している。

イ. 監査の方法

固定資産管理に係る各種証憑について、証憑の閲覧を実施した。また、固定資産台帳より抽出した一部の資産について、現物を確認し固定資産台帳上の登録内容と一致しているかを確認した。

なお、稼働状況にない施設として、創成川第3中継ポンプ場及び厚別コンポスト工場を選定し、現場視察の実施を要請したものの、建物の老朽化による危険性から外観のみの視察となった。

(3) 固定資産台帳の運用について

ア. 概要

今回の監査では、決算書上の固定資産残高の根拠資料となる固定資産台帳と現物資産とが一致していないことが確認された。現物資産を全件精査していないため、金額的影響額は不明であるものの、その具体的な原因について本項、(4)及び(5)にて言及している。

市では、札幌市下水道事業会計規則第101条にて、所有する固定資産を固定資産台帳により管理することと定めている。具体的には、工事の発注・設計を行った担当者が資産として整理すべき工事毎にその事業費を取得資産として固定資産台帳に登録している。

札幌市下水道事業会計規則

(増加、減少及び異動の報告)

第100条 各課長等は、固定資産の増加、減少又は異動があったときは、別に定めるところにより、財務課長に必要な事項を通知しなければならない。

2 財務課長は、前項の通知を受けたときは、その内容を調査し、登録その他必要な整理をしなければならない。

(台帳の整理)

第101条 各課長等は、その所管の固定資産について固定資産台帳(様式48)に整理し、常にその現状を明らかにしておかなければならない。

固定資産の管理プロセスについて現場視察を実施し、現物の確認及び施設担当者へのヒアリングを実施したところ、現物確認対象の資産が特定できず、資産の有無を確認できないものが散見された。

これは、固定資産の取得時に固定資産台帳へ資産登録がなされるが、登録単位や登録内容に関する運用が統一されてなく、固定資産台帳への登録があるものの、登録されている情報が現物を特定するために十分ではないことから、現物への照合ができないような資産が相当数含まれていること

によるものと思われる。

また各施設では、「設備維持管理システム」を利用している。「設備維持管理システム」は施設機器の保守・管理を目的としたシステムであり、「設備維持管理システム」と「固定資産台帳」との登録単位の整合性を保持するような運用とはなっておらず、それぞれ独立した形で運用されている。今回調査においては、現物確認対象の資産について「設備維持管理システム」の登録内容から対象資産を特定しており、「固定資産台帳」のみから資産の特定、所在の確認は実施されていない。

◆表 固定資産台帳と設備維持管理システムの整理

項目	固定資産台帳	設備維持管理システム
主な目的	財務諸表作成目的 資産管理目的 等	設備の維持管理・保守 の適正化 等
登録資産の対象範囲	全ての固定資産	各施設の機械・設備（建物、工具器具備品は対象外）
登録単位	機械、設備 1 機ごと 工事契約については見積書の内訳等を参考に区分登録	機械、設備 1 機ごと
資産登録担当者	各課の発注・設計を実施した担当者	各課の対象資産の維持管理担当者
除却処理の担当者	各課からの報告を元に財務課が除却処理を実施	参考情報として除却情報は残される
会計数値との関係	帳簿残高が管理されている	会計数値との連携関係はない
現物資産の特定	資産によっては特定不可	可能

（局へのヒアリング等に基づき監査人が作成）

イ. 意見

固定資産台帳は主に資産管理目的及び財務諸表作成目的で作成される台帳であり、そのほかにも多数の関係者が多様な目的で利用することが想定される。また、固定資産は長期間にわたり使用されることから、人事異動等により固定資産の登録者と利用者が異なることが想定される。市では、登録内容や記載方法が統一されていないことにより、固定資産に登録され

ている資産を特定できない状況である。この結果、固定資産台帳の目的を達成できず、誤った金額が決算報告書に計上されている可能性がある。

このため、固定資産台帳への登録内容、記載方法を統一し、その正しい運用を徹底する必要がある。また、主たる利用目的が異なるものの、設備維持管理システム上の資産と固定資産台帳上の資産の照合が困難な状況は資産管理を複雑化しているとも考えられる。両システムに登録される資産については、資産コード等で照合可能な運用が望ましい。

(4) 固定資産の除却漏れ

ア. 概要

通常、固定資産の使用を中止した場合、その資産は廃棄・撤去・売却等の対象となり、会計帳簿及び固定資産台帳から除かれる。これを「除却」といい、市が所有する資産のうち、少なくとも撤去・廃棄したものについては、除却処理がなされ、固定資産台帳上から削除されていなければならない。

今回の監査手続では、以下の表のとおり、固定資産台帳から抽出した各資産について現物確認を実施した。そのうち、既に撤去・破棄されているものの、帳簿上には資産として残っているものが散見された。

この結果、貸借対照表上に本来存在しない資産残高が計上されていることが確認された。市では、固定資産が撤去・廃棄等の対象となった場合、撤去・廃棄等を担当した職員が当該撤去等を行った資産の一覧を、当該資産を維持管理している担当者に通知する。そして、毎年度末に、固定資産台帳システムから除却対象となる資産について各課から財務課へ報告し、財務課がその内容を元に固定資産台帳システム上除却処理を行い除却の事実を会計帳簿へ反映させている。この時、固定資産台帳の登録内容から除却資産を特定できない場合、除却処理が実行されない状況にある。また、1件の資産として登録されている資産について、その一部が除却された場合も除却処理は実施されていない。

◆表 現物確認実施結果

施設名	件数	除却漏れ	特定不可
茨戸水再生プラザ	5	-	1
茨戸中部中継ポンプ場	2	-	-
厚別雨水ポンプ場	4	-	-
手稲水再生プラザ	4	-	-
手稲中継ポンプ場	3	-	-
西部スラッジセンター	5	-	-
創成川水再生プラザ	9	1	-
東部スラッジセンター	4	-	-
東部水再生プラザ	5	-	-
豊平川水再生プラザ	6	1	-
豊平川中継ポンプ場	4	-	-
創成川第3中継ポンプ場	*	-	-
厚別コンポスト工場	*	-	-
計	51	2	1

*:現在未使用の施設であり、老朽化し危険であるため、施設内部の確認は実施できなかった。

(平成30年度固定資産台帳より監査人が集計)

イ. 指摘

固定資産の除却処理が適切に実施されないことにより、貸借対照表上の固定資産の各残高に架空の資産残高が計上されることとなる。また、固定資産の残高が過大計上されることで、後述する減損会計の判断を誤る可能性がある。

まず、固定資産の撤去・廃棄等の除却手続を要する場合であっても、対象資産を固定資産台帳上個別に識別できない場合は除却処理を実施しない運用を改める必要がある。除却対象となる固定資産が固定資産台帳から正確に特定できるよう固定資産台帳確認の精度を上げて、除却処理を徹底する必要がある。1件の資産の一部についてのみ除却処理が必要であり、除却対象の帳簿価額が個別に把握できない場合であっても重要性に応じて除却対象の帳簿価額を量的指標等（重量、長さ等）により算定し、除却処理する必要がある。また、次に述べる資産の現物管理を実施することで

補完的に除却漏れを防ぐことができる。

(5) 固定資産の現物管理

ア. 概要

市では、固定資産の現物管理は設備維持管理システムに登録される機械設備について、定期的な保守・点検と併せて現物確認が行われているのみである。当システムにより管理されない固定資産については、現物確認は実施されていない。

通常、全ての固定資産が記載されている固定資産台帳により網羅的な現物管理が行われるが、市では現物管理目的で固定資産台帳は運用されていない。このため、登録手続や除却手続に重複や漏れがあると、誤った金額が貸借対照表上に計上される。固定資産は長期間の使用が前提であり、一度登録又は除却されると現物確認を実施しなければ事後的な発見・是正は困難である。また、固定資産台帳からは各資産が帰属する施設名は特定できるものの、詳細な配置が記録されてはおらず、移動可能な資産である場合適時にその存在を確認できない状況にある。

イ. 意見

固定資産の現物確認は前述したような除却漏れや誤った固定資産登録を発見・是正する意味で必須である。固定資産が増加・減少した時の資産登録・除却等に伴うチェック行為のみでは、その手続を誤るとその後長期間にわたりその事実が発見・是正されない。その結果、誤った数値での決算報告書が作成される状況にある。

また、現在実施されている設備維持管理システム上の資産への定期的な保守・点検については、同システムと固定資産台帳との首尾一貫性がないため、財務諸表作成目的上機能しているとは言えず、また、資産管理目的上も全ての固定資産への網羅的な管理ができていないと言えない。多額かつ多数の固定資産を管理する場合、固定資産管理の重要性は大きく、定期的な固定資産の現物確認が必要と考える。現状実施されている設備維持管理システム上の資産への保守・点検を維持しつつも、同システムと固定資

産台帳との連携を充実させ、また、固定資産台帳による現物確認により正確を期し、網羅的な固定資産管理を徹底する必要がある。

(6) 物品の管理シール添付について

ア. 概要

物品とは、札幌市下水道事業会計規則において以下のように規定され、備品出納簿、備品整理票等により管理することが求められている。

(物品の定義)

第78条 この規則で、「物品」とは、下水道事業に属する固定資産、現金及び有価証券以外の一切の動産をいう。

(物品の種類)

第79条 物品は次に掲げる種類により区分する。

- (1) 資産外備品 直払品及び生産品等で、消耗品以外のものをいう。
- (2) 消耗品 使用によりその性質若しくは形態を変え、若しくはその全部若しくは一部を消耗し、又は固定資産の構成部分となるものをいう。
- (3) 運用品 不用品のうち再使用可能な資産外備品及び消耗品をいう。
- (4) 不用品 き損等のため不要となった物品をいう。

(物品の保管責任)

第86条 用品企業出納員、分任企業出納員、物品取扱員又は物品の使用者は、その所管に係る物品を常に良好な状態で保管し、又は管理しなければならない。

- 2 分任企業出納員は、使用中の資産外備品については備品使用簿に記載し使用者から受領印を徴しなければならない。ただし、図書については、図書台帳によって各課別に管理の状況を明らかにすることによりこれに代えることができる。
- 3 物品取扱員は、資産外備品については整理票をはって管理しなければならない。ただし、これをはることが難しいものはこの限りではない。

(帳簿の記載)

第87条 分任企業出納員は、物品を出納したときは、その都度備品出納簿(様式41)又は消耗品出納簿(様式42)に記載しなければならない。ただし、次に掲げる物品については、帳簿の記載を省略することができる。

- (1) 贈与の目的をもって購入し、直ちに交付するもの
- (2) 出張先において購入し、直ちに消費するもの
- (3) 式典、会合等の現場で消費するもの
- (4) 新聞、雑誌その他これらに類するもの
- (5) その他前各号に準ずるもの

市では、物品の交付を受ける場合は各課長等に請求する必要があるとあり、各課長等は物品の購入等を要しない場合は物品取扱員にその物品の払い出しを通知する。物品の購入が必要な場合は物品請求書による決裁が必要となる。物品は各施設、部課ごとに作成される備品出納簿により、その受け払いが記録される。今回閲覧した複数の備品出納簿からは不適切な点は発見されなかった。

また、今回の現場視察では物品を現物確認の対象とはしていなかったものの、各施設での物品と思われる資産のなかには備品整理票が貼付されていないものが散見された。物品と思われる資産の中には、固定資産計上されているものもあり、固定資産には備品整理票は貼付されないため、規程通りの運用である。他方、一部の工具器具備品について、備品整理票が貼付されていた（備品整理票には固定資産台帳上の資産番号が付記）。これは物品に準じた管理を施設ごとの判断で行っていたことによる。

（７）建設仮勘定の証憑保存期間

ア．概要

市では、事業の用に供するものを建設した場合に支出した金額及び当該建設の目的のために充当した材料等を建設仮勘定として計上している。建設仮勘定とは、有形固定資産の建設や工事のために支出された手付金や前渡金、資材等を指し、貸借対照表上資産に計上される。建設仮勘定は対象資産が完成した時点で本来計上されるべき固定資産科目へ振り替えられる。

令和元年度の建設仮勘定の内訳のうち、最も古いもので平成２０年度に発生したものがあつた。１３２ページの表（検討対象建設仮勘定一覧）のNo. １～３の建設仮勘定について発生時の根拠証憑の閲覧を求めたところ、契約書が保存期間満了につき破棄されており、確認することができなかった。また、建設仮勘定の残高には事務費等の間接費が含まれているが、その計算過程についても保存期間満了とのことで、確認対象全ての計算根拠を確認することができなかった。

札幌市下水道事業会計規則第１２８条第２号のとおり、毎事業年度終了後、本勘定への振替の判断が決定されるが、保存期間満了により根拠資料

がない建設仮勘定の本勘定への振替判断については、その時点で保存されている確認可能な資料からの判断となり、十分な情報から判断できているとはいえない状況といえる。

札幌市下水道事業会計規則

(決算整理)

第128条 財務課長は、毎事業年度終了後、速やかに登録により次に掲げる事項について決算整理を行わなければならない。

- (1) 固定資産の減価償却
- (2) 建設仮勘定の整理
- (3) 資産の評価
- (4) 繰延収益の償却
- (5) 引当金の計上
- (6) 未払費用等の経過勘定に関する整理
- (7) その他決算整理のため必要な事項

イ. 指摘

建設仮勘定の根拠資料は、本勘定へ振り替えられた時に本勘定の根拠資料となることから、建設仮勘定の根拠資料の処分は本勘定の根拠資料の処分を意味する。また、根拠資料が十分ではない場合、取引内容を十分に確認できず、本勘定への振替の判断を誤る可能性もある。このため、建設仮勘定の根拠資料は本勘定への振替までは処分対象とせず、建設仮勘定を経由せずに資産取得した場合の保存期間まで延長する等の対応が必要である。

(8) 建設仮勘定の資産性の判断

ア. 概要

建設仮勘定について、札幌市下水道事業会計規則では次のように定められている。

(建設仮勘定)

第102条 建設改良工事は建設仮勘定を設けて経理するものとする。

(建設改良工事の精算)

第103条 建設改良工事が完成した場合には、当該工事を主管する課長は、速やかに建設仮勘定の精算を行い、固定資産の当該科目に振り替えるべき額を整理しなければならない。

2 前項の場合において、固定資産の当該科目に振り替えるべき額は、工事に直接要した経費とあらかじめ定められた基準に従って配賦した間接経費との合計額とする。

今回、建設仮勘定の令和元年度決算残高10,531,719千円のうち、平成25年度以前発生の施設に関連する建設仮勘定残高の全件を対象とし、契約書や報告資料等の閲覧及びヒアリングを実施した。この結果、下表検討対象建設仮勘定一覧の一部の取引について、特定の資産取得に関して直接的に発生した費用と認められないものや建設改良工事が完成する見込みがなくなったもの等、間接的に発生した費用として計上すべき残高が見られた。

◆表 検討対象建設仮勘定一覧 (単位:円)

No	工事名	取得価額	発生年度	契約書 保管	取得価額 根拠資料	資産性
1	東部スラッジセンター汚泥資源化調査委託その1	1,765,105	平成20年度	×	×	—
2	東部スラッジセンター汚泥資源化実施計画その2	6,525,537	平成20年度	×	×	—
3	東部スラッジセンター焼却灰の溶出抑制対策の基礎的研究委託	8,504,594	平成20年度	×	×	—
4	東部スラッジセンター焼却灰の溶出抑制対策の基礎調査	7,099,374	平成21年度	○	×	×
5	社総)厚別水再生プラザ最終沈殿池覆蓋新設工事実施設計	2,459,931	平成23年度	○	×	○
6	地交)伏古川水再生プラザ最終沈殿池ほか覆蓋新設工事実施設計	2,130,425	平成24年度	○	×	○
7	地交)伏古川水再生プラザ最終沈殿地ほか換気設備実施設計	1,878,293	平成24年度	○	×	○
8	定山溪水再生プラザ放流渠検討業務	1,891,344	平成24年度	○	×	×
9	下水道汚泥資源化調査(西部スラッジセンター下水汚泥資源化技術)	2,308,080	平成24年度	○	×	×
10	西部スラッジセンター焼却施設地質調査	6,591,565	平成24年度	○	×	×
11	東部スラッジセンター返流水水質対策調査	5,203,868	平成24年度	○	×	×
12	下水汚泥資源化調査(アスファルトフィルター)	1,282,267	平成24年度	○	×	×
13	雪処理施設有効利用検討業務	4,288,268	平成25年度	○	×	×
14	下水汚泥資源化調査(西部SC下水汚泥資源化調査)	38,503,117	平成25年度	○	×	×

(平成30年度固定資産台帳より監査人が作成)

イ. 意見

各取引の契約書、各種報告書等閲覧した結果、特定の資産取得のために要した支出であるかが不明確な支出が散見された。建設仮勘定は特定の資産取得のために要した支出であり、その目的となる資産の内容や最終的な取得時期（本勘定への振替時期）はほぼ確定していることが前提となると考えられる。

つまり、資産取得の意思決定後の軽微な変更は想定できるものの、取得資産の主要な内容が将来的に大きく変わる段階での支出は、特定の資産取得のために要した支出ではなく、資産取得の意思決定に資するための支出であり、資産性はなく一時費用として計上されるものである。

今回調査した上表のNo. 4、8～14については、既存施設の能力や環境に関する調査費用や将来の建設工事の意思決定に寄与するための調査研究費用が建設仮勘定として計上されており、資産性は認められず一時費用として計上すべきと考えられる。この結果、合計67,167千円が本来一時費用とされるべき支出と考えられる。

なお、No. 5～7については、設計業務に関する支出であり、当初完成予定時期を経過しているものの、中止等の意思決定はなく、今後本工事が計画されているものである。

(9) コンポスト事業の活用

ア. 概要

局では下水汚泥を肥料として再利用するコンポスト事業により、厚別コンポスト工場が昭和59年7月に運転を始め、製品は「札幌コンポスト」の名称で販売されていた。コンポスト事業に関しては、施設の老朽化や工場周辺の宅地化に伴い、事業のあり方を検討し、費用対効果等を含め総合的に判断し、平成25年3月をもって終了した。

当該施設及び設備は、平成25年廃止以降、長年、有効活用処分方法について検討を続けているが、効果的な活用方法を見いだせていない。現在は施設の敷地の一部が不用金属置き場として利用するに留まり、工場棟については老朽化による危険性から立ち入り禁止とされ、定期的な

点検が行われているのみである。固定資産台帳へ計上されている資産だけでも10,711,283千円の投資が実行されており、資産の内訳は下表のとおりである。

また、このような遊休施設については減損損失の対象となり、札幌市下水道事業会計規則及び下水道事業会計事務取扱要領により検討する必要がある。詳細については「5. 決算に係る監査の結果及び意見／減損会計の可否について」にて言及する。

コンポスト事業の主な施設及び設備は以下の通りである。

◆表 厚別コンポスト工場 資産一覧

取得年月	種別名	資産名（固定資産台帳登録名）	数量または面積	取得価額（百万円）	耐用年数	当年償却額（百万円）	償却累計額（百万円）	帳簿価額（百万円）
1982.6	施設用地	処理場用地（コンポスト工場）	27259.61	244	0	0	0	244
1985.3	施設用建物	コンポスト工場棟	12427.06	2,064	35	54	1,831	232
1991.3	施設用建物	汚泥処理棟	1	477	45	12	313	165
1988.3	その他建物	倉庫	1866.85	247	45	5	158	88
1985.3	施設用地	処理場用地（コンポスト工場）	4521.12	40	0	0	0	40
2004.3	処理機械設備	スクリーコンベア	1	120	20	5	81	39
1985.3	施設用建物	管理棟	1379.08	193	45	5	154	39
1988.3	事務所用建物	管理事務所	1348	139	35	4	112	26
1996.3	施設用建物	汚泥処理棟工所用棟	12	55	45	1	30	25
1986.3	施設用建物	コンポスト工場棟	0	171	35	4	148	24
1991.3	施設用建物	汚泥処理棟	1	68	45	2	45	23
1996.3	施設用建物	汚泥処理棟工所用棟	223	42	45	1	23	19
1996.3	施設用建物	汚泥処理棟工所用棟	864	38	45	1	21	17
1996.3	管路施設	管渠	76	29	50	1	12	17
1993.3	ポンプ場施設	沈砂池ポンプ室	1	30	50	1	14	16
1988.3	処理機械設備	切替式	1	313	20	0	297	16
1998.3	処理機械設備	定量供給機	1	278	20	13	263	15
1993.3	その他構築物	場内排水設備	1	36	35	1	25	12
1996.3	施設用建物	汚泥処理棟工所用棟	2	22	45	1	12	10
1993.3	処理機械設備	脱臭機	1	190	20	0	181	10
1985.3	処理機械設備	切替式	2	183	20	0	174	9
1996.3	施設用建物	汚泥処理棟工所用棟	6	19	45	0	10	9

1993.3	ポンプ場施設	圧送管	543.31	27	35	1	18	9
1988.3	処理機械設備	スクリーコンベア	1	169	20	0	160	8
1987.3	施設用建物	コンポスト工場棟	1728	116	15	0	110	6
1997.3	電気設備	データ処理装置	1	106	20	1	100	5
1997.3	電気設備	シーケンサ盤	1	104	20	1	99	5
1997.3	処理機械設備	脱臭機	1	104	20	1	99	5
1997.3	処理機械設備	脱臭機	1	99	20	0	94	5
1997.3	処理機械設備	脱臭機	1	94	20	0	89	5
1991.3	処理機械設備	乾燥機	2	86	20	0	82	4
1985.3	電気設備	中央監視盤	1	73	20	0	69	4
1992.3	処理機械設備	フローコンベア	1	71	20	0	68	4
1991.3	電気設備	データ処理装置	1	71	20	0	67	4
1988.3	電気設備	中央操作盤	1	70	20	0	66	3
1985.3	電気設備	シケンサバン	3	66	20	0	63	3
1996.3	処理機械設備	ベルトコンベア	1	65	20	0	62	3
1991.3	処理機械設備	汚泥混合機	2	65	20	0	61	3
1985.3	電気設備	補助継電器版	1	64	20	0	61	3
1988.3	処理機械設備	脱臭機	1	63	20	0	60	3
1986.3	ポンプ設備	機械給水ポンプ	1	60	20	0	57	3
その他合計			4,328			5	4,092	236
合計			10,711			120	9,303	1,409

(平成30年度固定資産台帳より監査人が作成)

イ. 指摘

コンポスト事業施設及び設備は、平成25年3月にコンポスト事業を廃止している。コンポスト事業施設及び設備（帳簿価額1,408,582千円）は、コンポスト事業を廃止していることから、用地について有効活用あるいは処分を検討し、設備の用途廃止を行い、売却、撤去若しくは廃棄等を検討、決議すべきである。また、会計上減損処理をすべきである。詳細は「5. 決算に係る監査の結果及び意見／減損会計の可否について」にて言及する。

(10) 固定資産の取得原価の範囲・算定

ア. 概要

札幌市下水道事業会計規則によると、固定資産の取得価額は次のように定められている。

(取得価額)

第97条 固定資産の取得価額は、次に掲げるところによる。

- (1) 購入によるものについては、購入に要した価額
- (2) 工事又は製作によるものについては、工事又は製作に要した直接及び間接の経費の合計額
- (3) 改良を施したものについては、撤去部分の価額を控除した額に改良に要した経費を加えた額
- (4) 交換によるものについては、交換のため提供した固定資産の価額に交換差金を加算し、又は控除した額
- (5) 無形固定資産については、その対価
- (6) 投資その他の資産については、投資その他の資産のために支出した額
- (7) 譲与、贈与その他無償によるもの又は前各号に掲げるところにより取得価額を定めることができないものについては、公正な評価額

今回監査では、固定資産計上対象となる任意の1件の工事契約について、按分計算方法の確認を実施した。市では、札幌市下水道事業会計規則第97条(2)の「工事又は制作に要した直接及び間接の経費の合計額」という規定に基づき、直接工事に要した支出額に加えて間接的な事務費・人件費を合理的な基準で按分し取得価額に加算している。

具体的には、まず、決算時に各施設より、工事費の内訳が財務課へ提出される。そして、工事契約額や直接経費で構成される額(以下、工事費とする)に間接経費である事務費及び人件費を加算した金額(以下、事業費とする)を契約金額割合に応じて按分計算する。これにより算定された金額が取得価額とされる。

但し、直接費は、直接工事に要した支出額の内容があきらかなものを除き工事契約額のみを指し、その他の支出は工事契約額以外の直接費を

含めて全て事務費及び人件費として按分対象となっている。

また、固定資産の取得価額の算定時に、地方債同意等基準運用要綱等で財源によって定められた事務費割合を上限として、事務費及び人件費を起債可能額として算定している。

なお、今回検討対象となった按分計算資料の数値について、決算報告資料との整合性を確認することはできなかった。

令和2年度地方債同意等基準運用要綱(抜粋)

第1 協議等手続に関する事項

1 一般的事項

(3)建設事業を実施するために直接必要な事務的経費については、次の範囲内のものは概ね適正な範囲内の事務費として取り扱うものであること。なお、それ以上に必要な事務費がある場合には、実績等に応じ、それによることも差し支えないものであること。

ア 平成22年度に補助金の事務費が廃止された国土交通省及び農林水産省の補助事業の実施に直接必要な事務費

(ア) 新規事業(平成22年度以降に新規に補助金の交付決定通知を受けた事業)については工事費の5.0%以内の額

(イ) 継続事業((ア)以外の事業)については廃止前の補助基準に定められていた計算方法により算出した事務費の範囲内の額

イ ア以外の補助事業については、補助基準に定める事務費の範囲内の事務費

ウ 単独事業

(ア) 設計監督費については、設計監督を外部に委託する場合には、当該委託費の実所要額。外部に委託せずに設計監督を行う場合には、全体事業費の2.75%以内の額

(イ) (ア)以外の事務費については全体事業費の2.75%以内の額

(ウ) 水道事業、港湾整備事業及び下水道事業については、設計監督費とその他の事務費を合わせて全体事業費の6.0%以内の額

(エ) 交通事業、電気事業、地域開発事業及び有料道路事業・駐車場整備事業については適正必要額

(オ) 災害復旧事業及び工業用水道事業については補助事業と同様の計算方法により算出した事務費の範囲内の額

イ. 指摘

市では、事業費総額に対して工事契約金額の割合に応じた額を取得価額としているが、直接費の範囲は工事契約金額に限定され、個別の工事

に直接的に発生する工事契約金額以外の支出も事務費又は人件費として按分対象とされている。この結果、本来按分すべきではない直接費が他の資産の取得価額へ按分加算され、取得価額が適切に計算されていない。

事務費及び人件費を按分計算によって個別の固定資産へ配賦するのは、取得価額の算定上、帰属すべき資産の特定が困難であるため、合理的な基準によって按分計算し取得価額を求めているにすぎない。

この点、個別の工事に直接的に発生する支出は当該工事に直接賦課すべきであり、按分対象から除外する必要がある。

本来取得価額の算定上は、札幌市下水道事業会計規則第97条第2号の「工事又は制作に要した直接及び間接の経費の合計額」に基づき、工事又は制作に要した直接費と間接費を明確に区分し集計する必要がある。また、個別の工事に直接的に発生する直接費は当該工事に直接賦課し、個別の工事に直接賦課できない間接費のみを合理的な基準によって按分計算し取得価額に加算する必要がある。

現状、契約金額以外の支出については、あきらかなものを除き直接費か間接費であるかの区分管理をしていない。支出内容を整理し、直接費と間接費に区分することから実施すべきである。

なお、按分計算の基礎数値が決算報告書上の数値から構成されることは必須であり、今回そのような資料の提示を受けられなかったが、このような重要な確認項目が容易に確認できない計算資料で決算手続を進めることは、確認作業を困難にさせ、計算誤りを見逃す可能性を抱えることとなる。このため、固定資産の取得価額の計算資料の様式も併せて見直すべきであると考えらる。